

指導行政のポイント

政令で定めた“超勤4項目”

菱村 幸彦

12月3日、公立学校の教員の時間外勤務に関する政令が公布された。「いまどき、なぜ？」と思われるかもしれない。国立大学法人化の余波である。

国立学校の基準廃止に伴う措置

本紙(70号)で紹介したように、本年7月、「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、53本の法律が改正された。その一つに「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「特別措置法」)が入っていた。

特別措置法は、教員に教職調整額を支給し、時間外勤務手当を支給しないことなどを定める法律であるが、国立学校の基準を定め、それを公立学校に及ぼす法制をとっていた。

ところが、国立大学の法人化で国立学校がなくなるので、まず、題名から「国立」の文字を削り、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に改め、次いで、本則から国立学校に関する規定をすべて削除した。

だが、公立学校教員の教職調整額の支給や時間外勤務の扱いなどは、従来の内容をそのまま維持する必要がある。そこで、改正後の特別措置法は、公立学校の教員について、次のように定めた。

- (1) 教員(校長および教頭を除く)には俸給月額
の4%に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならないこと(法3条1項)。
- (2) 教員については、時間外勤務手当および休日
勤務手当は支給しないこと(法3条2項)。
- (3) 教員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場
合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合
に限ること(法6条)。

上記(1)と(2)は、従来と同じ内容を再規定したも

ので、とくにコメントする要はない。問題は(3)の「政令で定める基準」である。

仕組みは変わっても中身は同じ

従来、国立学校教員の時間外勤務については、文部科学大臣が人事院と協議して「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程」(昭和46年文部省訓令28号)を定め、公立学校教員については、この規程を基準にして、各都道府県が条例で定めていた。国立大学の法人化でこの基準がなくなるので、政令で公立学校教員の時間外勤務の基準を定める必要が生じたわけである。

今回制定された政令は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」という長い題名がついている。しかし、内容は1か条のみで「条」番号がない珍しい政令である(施行は平成16年4月1日)。

政令は、次のように定める。

- (1) 教員については、正規の勤務時間の割振りを
適正に行い、原則として時間外勤務を命じないも
のとする(1号)。
- (2) 教員に時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げ
る業務に従事する場合であって臨時または緊急の
やむを得ない必要があるときに限ること(2号)。

校外実習その他生徒の実習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童・生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

以上は、いわゆる「超勤4項目」として、すでに各都道府県の条例で定めているものと基本的に同じである。仕組みは変わったが、内容は変わらないわけだ。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●新刊案内●

最新刊・大好評発売中!

教育開発研究所刊

「チェックポイント・学校評価」シリーズ【編集】木岡一明/A5判220頁・定価2415円

No.5 『学校の危機管理とセーフティネット』